

[事案 23-70] 入院給付金請求

・平成 24 年 1 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

右足背部打撲挫傷・右足関節打撲捻挫・右下肢末梢神経障害により 3 ヶ月間入院したので、入院給付金を請求したところ、全期間不支払となったことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

自動車の後輪に右足を挟み、右足の挫傷、腫脹がひどく、松葉杖での歩行も困難で、自宅治療が難しいため、平成 22 年 7 月から 10 月まで入院した（傷病名：右足背部打撲挫傷・右足関節打撲捻挫・右下肢末梢神経障害）ので、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人の入院の原因となった右足背部打撲挫傷・右足関節打撲捻挫・右下肢末梢神経障害について、医学的に入院が必要となるケースは、挫傷や腫脹が重度の場合、例えば出血や腫脹の状態が強く、全身状態が悪化する恐れがあり、手術を要する状態などに限られる。

今回の入院につき、入院先医療機関からカルテ・看護記録・検査結果等の医療記録を入手のうえ検討した結果、申立人は、車椅子を使用するほどの状態ではなく、松葉杖を使用することにより入院当初より歩行することができていたこと、入院中は手術や入院が必要な処置などは施行されていないことから、今回の入院は約款で定める入院の定義（医師により治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）には該当しないと判断し、給付金は不支払としていた。

しかしながら、裁定審査会への申立てにあたり申立人から提出された患部の写真を見ると、傷病の状況が比較的長期にわたり広範囲に変色・腫脹が認められていたことから、入院先医療機関への追加確認を実施した結果、申立人の患部の腫れと痛みの程度は、入院先医療機関等の診療録、看護日誌などの記載内容で判断するよりも傷病が重篤であった可能性があることが分かった。よって、和解案を提示する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書等の内容にもとづき審理し、申立人に対し、保険会社による上記和解案の提示を行ったところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。